

緊急事態宣言解除を受けて

富山県でも3月末の患者発生以来急速に新型コロナウイルス感染が拡大し、いくつかのクラスターが発生する深刻な事態となりましたが、懸念されたオーバーシュートに至ることなく、緊急事態宣言は富山県では5月14日に、5月25日には全都道府県で解除されました。

緊急事態宣言発令後、会員の先生方には、日本歯科医師会発「日歯発第19号」（令和2年4月8日付）で、定期健診の延期、患者アポイントの調整、エアロゾルが発生する診療行為への配慮等、様々な新型コロナウイルス感染症拡大に伴うお願いをした結果、歯科医院経営や従業員雇用等に様々な困難な状況を招来することになってしまいました。

緊急事態宣言が解除された今、これらのお願いについては、地域の実状や医療機関の状況を踏まえて見直ししていくことになっています。

富山県歯科医師会では、富山県および日本歯科医師会と緊密に連携して感染予防に関する留意事項、歯科医院経営の維持のための各種施策を発信するとともに、入手困難となった消耗品等を配布することで、歯科医療の維持と安全確保に努めてまいりました。

幸い、これまで歯科治療を通じて患者さんの感染の報告はありません。

これまでの歯科医療現場を含む多くの皆様のご尽力に、心からお礼申し上げます。

本感染症対応は長期化が予想されます。また、第2波第3波の感染流行も指摘されていることから、今後も標準予防策の遵守とともに飛沫感染・接触感染対策は継続しなければなりません。

富山県歯科医師会では、今後の平常生活、平常診療に向けて、歯科医療機関が被っている経済的なダメージの回復に取り組むとともに、さらなる感染防御用品、資材の確保にも取り組んで参ります。

先生方には、まだまだご不便とご不自由をおかけすることと思いますが、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

令和2年5月28日
一般社団法人富山県歯科医師会
会長 山崎 安仁